

◎公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自動車、船舶及び拡声機の使用） 第四百四十一条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。）一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。 一 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい（参議院合同選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二及び拡声機二そろい）	（自動車、船舶及び拡声機の使用） 第四百四十一条 （略） 一 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい（参議院合同選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻（両者を

二 (略)

2・5 (略)

6 第一項の自動車は、乗車定員十人以下で車両総重量(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条第三号の車両総重量をいう。)三・五トン未満のものに限るものとする。

7・8 (略)

(文書図画の掲示)

第四百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第四百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん

使用する場合は通じて二) 及び拡声機二そろい)

二 (略)

2・5 (略)

6 第一項の自動車は、町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。)に限るものとする。

7・8 (略)

(文書図画の掲示)

第四百四十三条 (略)

一 (略)

二 (略)

及び看板の類

三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

（削る）

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2 選挙運動のために、アドバールン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前項第四号の二の映写等の類を除く。）を掲示する行為は、同項の禁止行為に

三（略）

四（略）

四の二（略）

四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）

五（略）

2（略）

該当するものとみなす。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第五号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第四百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第四百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号のポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

5 第一項第一号のポスター、立札、ちようちん及び看板の類は、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

6 第一項第五号のポスターは、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第四百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第四百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

5 第一項第一号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

6 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくこ

7 第一項第一号のポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三を超えることができない。

8 第一項第四号のポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。

9 第一項第一号、第二号及び第四号のちようちんの類の数は、それぞれに限る。

10 第一項第一号のポスター、立札及び看板の類は、縦三百五十センチメートル、横百センチメートルを超えてはならない。

11 第一項第二号及び第四号のポスター、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。

12 第一項第一号、第二号及び第四号のちようちんの類は、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはなら

とができる。

7 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。

8 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。

（新設）

9 第一項に規定するポスター（同項第四号の三及び第五号のポスターを除く。）、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル（同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦三百五十センチメートル、横百センチメートル）を超えてはならない。

（新設）

10 第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、

ない。

(削る)

(削る)

13 第一項第五号のポスターは、長さ四十二センチメートル、幅四十センチメートル（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル）を超えてはならない。

14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第四百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の

直径四十五センチメートルを超えてはならない。

11 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、幅十センチメートルを超えてはならない。

12 前項のポスターは、第一項第五号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。

13 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第四百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の

第一項第五号のポスターの作成について、無料とすることができ
る。

16
19 (略)

(ポスターの数)

第四百四十四条 第四百三十三条第一項第五号のポスターは、次の区分
による数を超えて掲示することができない。ただし、第一号のポ
スターについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに千枚
以内で掲示するほかは、掲示することができない。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出
政党等が使用するものにあつては、その届け出た衆議院名簿に
係る選挙区ごとに、五百枚に当該選挙区における当該衆議院名
簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数を乗じて得た数

二の二〇四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号のポスターは、衆議院名簿届出政党等が届け出た
衆議院名簿に係る選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た三種類
以内のものを掲示するほかは、掲示することができない。

第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の
選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、
無料とすることができる。

16
19 (略)

(ポスターの数)

第四百四十四条 (略)

2・3 (略)

4 第四百三十三条第一項第五号のポスターは、衆議院（比例代表選
出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものに
あつては当該選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た三種類以内
のものを掲示するほかは掲示することができず、衆議院（小選挙

5 (略)

(ポスター掲示場)

第四百四十四条の二 (略)

2 3 4 (略)

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第五号のポスター一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 3 10 (略)

(ポスター掲示場に掲示するポスターの記載)

5 (略)

(ポスター掲示場)

第四百四十四条の二 (略)

2 3 4 (略)

区選出）議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル、それ以外のものにあつては長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートルを超えてはならない。

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 3 10 (略)

(ポスター掲示場に掲示するポスターの記載)

第四百四十四条の四の二 第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやすくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 (略)

2 8 (略)

9 第四百四十三条第六項及び第十三項、第四百四十四条第二項前段及び第五項、第四百四十五条並びに第七十八条の二の規定は第六項第一号のポスターについて、第四百四十三条第八項及び第十一項並びに第四百四十三条の二の規定は第六項第二号のポスター、立札及び看板の類について準用する。この場合において、第四百四十四条第二項前段中「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会」とあるのは「参議院合

第四百四十四条の四の二 第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやすくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 (略)

2 8 (略)

9 第四百四十三条第六項、第四百四十四条第二項前段、第四項及び第五項、第四百四十五条並びに第七十八条の二の規定は第六項第一号のポスターについて、第四百四十三条第八項及び第九項並びに第四百四十三条の二の規定は第六項第二号のポスター、立札及び看板の類について準用する。この場合において、第四百四十四条第二項前段中「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会」とあるのは「参議院合同選挙

同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」と、同条第五項後段中「、候補者届出政党」とあるのは、「第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体」と、「当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、」とあるのは「当該政党その他の政治団体の名称を」と、第四百四十五条第一項ただし書中「総務省令で定めるもの並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四の掲示場に掲示する場合」とあるのは「総務省令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(政見放送、選挙公報等の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 第四百四十四条の二若しくは第四百四十四条の四の掲示場に掲示した第百四十三条第一項第五号のポスターその他の文書図画、政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。

(推薦団体の選挙運動の規制違反)

区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」と、同条第五項後段中「、候補者届出政党」とあるのは、「第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体」と、「当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、」とあるのは「当該政党その他の政治団体の名称を」と、第四百四十五条第一項ただし書中「総務省令で定めるもの並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四の掲示場に掲示する場合」とあるのは「総務省令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(政見放送、選挙公報等の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 第四百四十四条の二若しくは第四百四十四条の四の掲示場に掲示した第百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。

(推薦団体の選挙運動の規制違反)

第二百五十二条の二 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体が、同条第一項若しくは第六項から第八項まで又は同条第九項において準用する第四百四十三条第八項、第十一項若しくは第十三項の規定に違反して選挙運動をしたときは、その政党その他の政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2
(略)

第二百五十二条の二 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体が、同条第一項若しくは第六項から第八項まで又は同条第九項において準用する第四百四十三条第八項若しくは第九項若しくは第四百四十四条第四項の規定に違反して選挙運動をしたときは、その政党その他の政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2
(略)